

学校法人鴻城義塾 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

2. 内容

目標： 育児休業取得者の円滑な職場復帰に向けて、育休中に定期的に情報提供を行う。

<対策>

- 平成30年4月1日～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知